

平成 28 年度 第 2 回吹田市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成 29 年 2 月 6 日（月）午後 2 時から 4 時まで

（2017）

場所：吹田市立千里市民センター大ホール

次 第

1 開 会

2 委員紹介

資料 1

3 議事

(1) 専門部会・プロジェクト報告

資料 2

ア 相談支援部会

資料 3

イ 居住支援部会

資料 4

ウ 当事者部会準備会

資料 5

エ 通学支援プロジェクト

資料 6

(2) 障がい者差別に関する受付状況について

(3) その他

資料一覧

資料 1 吹田市地域自立支援協議会委員名簿

資料 2 平成 28 年度吹田市地域自立支援協議会専門部会報告書

資料 3 ライフステージに関わらず、本人の情報が途切れない支援について

資料 4 吹田市内グループホームのスプリンクラー設備調査 報告

資料 5 準備会から部会へ（当事者部会準備会）

資料 6 通学支援検討プロジェクト 報告書

資料 7 吹田市障がい福祉室 差別に関する相談の受付状況について

資料 8 事例報告

1 開会

傍聴者なし

2 委員紹介

資料 1 平成 28 年度吹田市地域自立支援協議会委員名簿参照

## 平成28年度第2回地域自立支援協議会全体会 議事録

日時：平成29年2月6日（月）

時間：午後2時から4時

場所：吹田市立千里市民センター大ホール

参 事： 事務局から報告させていただきます。本日の傍聴希望者はございません。

平成28年度第2回吹田市地域自立支援協議会全体会を開催いたします。

資料確認

事務局： 今回ホームページに掲載する資料については、ルビをふっています。地域自立支援協議会として、障がいのある方が自ら活動に参加することができるように、また、活動内容を伝えるために必要な配慮が行えればと考えています。実際、会議資料にルビをふる必要性の有無については色々な意見がありますが、事務局としては自立支援協議会自らが率先して行う必要があると考えています。今後は単にルビをふるだけでなく、表記の仕方、言葉の使い方など、誰にとってもわかりやすい資料を皆様の意見を参考にしながら考えていきたいと思っています。

参 事： 委員代理出席者のみ紹介します。

会 長： 委員の方々に入ってもらい活発なご意見をいただきたいと思います。意見をいただいて新たな問題点を示させていただいたら、事務局も運営しやすいのではないかと考えています。よろしくお願いします。

事務局： それでは、専門部会の報告をさせていただきたいと思います。すべての部会の報告は難しいですが、課題の分析、解決の提案など委員の方々に情報共有をしていただきたい内容や、ご意見をいただきたい内容についてのみ報告させていただきます。その他の専門部会について、平成28年度吹田市地域自立支援協議会専門部会報告書（資料2）で報告とさせていただきます。

それでは、専門部会の報告をお願いします。

報告者A： 相談支援部会から報告させていただきます。

（報告者Aより資料3に沿って報告。）

会 長： 相談窓口だけの対応だけでは全体的に見るのは無理と言われています。両親の関わりが非常に大事であり、子育てという観点からみていく必要があります。相談支援部会だけでなく、専門部会を作り上げることでいろいろ検討していきたいということですが、大事な課題がいくつもあります。まず、資料3の1についてご意見はありますか。

1行目の学校以外の関係者同士とは具体的にどういった人を指しますか。

報告者A： 親は学齢期のちょっとした困りごとを学校の先生や支援学級の先生に相談すると思います。例えば、放課後等デイサービスやヘルパー、病院などいろいろ関わっていますが、なかなか親を通じて学校に伝えるだけで終わってしまい、そ

れぞれの関係者がつながるということがなく、それぞれの支援を行っているのではないか。そういった部分について、親の求めがない限り直接やり取りする機会がないと思っています。

会 長： そういった関係を作っていくということは現実に可能ですか。

報告者 A： 不可能ではありません。実際にカンファレンスなどを開いて関係機関で情報共有しながら協力関係を結んでいくことはできています。しかし、特に問題がない場合は関係者がつながるということがほとんどありません。問題が大きくなる前に実際に多くの関係者が関わっているということで、お互いの機能を活かしながら同じ方向性を持って関わっていくことが大事ではないかと思います。子どもの障がいの見立てをそれぞれの機関が行っているので、違う見立てをしてしまい関わり方が違っていることがあります。障がい状況など一致した理解をしていかなければいけないと思っています。

会 長： 資料 3 の 1 の下から 2 行目のコーディネートとは具体的に誰が最適ですか。

報告者 A： 福祉サービスについては相談支援専門員が行うと提案してきましたが、実際に学齢期では教育が基本になるため、先生の役割が大きいです。親も先生に相談していることが多いので、中心になる人を決めることが必要ではないかと思っています。

会 長： 療育機関から学校に引き継ぎを具体的にしている委員はおられますか。

事務局： こども発達支援センターに地域支援センターがあり一般相談を受けています。所長が行っていますが、専門相談に結び付ける等コーディネートを行っています。

会 長： つなぐ際に非常に大きな問題としてポイントはありますか。他機関からの情報が具体的に要るということはあるですか。センターだけで相談が終わっていることはありますか。

委員 A： 各関係機関とは連携が取れていると報告を受けています。

委員 B： 療育機関からの引き継ぎは入学時期にあります。子どもが大きな課題を抱えてケース会議を開くというのが現状です。学校では、教育委員会で各中学校ブロックに一人、すべての学校に SSW（スクールソーシャルワーカー）をつけており、その方が、つなぐ役割をしています。現状では、事が起こってから SSW に相談し、SSW が関係機関をつなぎ、ケース会議で検討し、どこがどの役割を担っていくという後手に回ってしまっているのではないかとこの指摘があるかと思っています。それを是正してほしいという相談だと受け取っています。

報告者 A： SSW と相談できる状況にはなっていますが、個々のケースでのつながりになっており、ネットワーク作りができていません。困ったときに相談員が学校側にスムーズに連絡ができるような関係、療育機関にコンタクトが取れる関係、カンファレンスができるようなネットワークづくりをすることが大事です。また、関係者が一致して支援でき、事が大きくなる前にスムーズに関わっていくように、それぞれの機関が同じことを行うのではなく、お互いの役割や機能

を果たすことが大事ではないかと思っています。

会 長： 資料3の2において、子育ての視点が非常に大事であると強調されています。福祉だけでなく教育や医療、保健分野など入ってきて、子どもの経過をみていくチームを作るという課題ですが、委員はこのメンバーで対応できるのですか。

報告者 A： 人数が多すぎると、発足したときに情報共有するだけで終わってしまい、検討することが難しくなるため、今回は人数を絞っています。学齢期を上手につないでいくということ、そこに関わっている機関に資料3（図1）に☆印をつけています。

会 長： ☆印がついている機関の委員として、足りていないのではないかという意見はありますか。

委員 C： 統合教育として、私は、普通の小学校・中学校に通学している障がい児に、点字を教えるボランティアをしています。学校に点字プリンターができる点字プリンターが設置されていないため、テストがすぐに作れないなどの状況になっています。現在、他市から借りていますが、壊れた際の費用は出ません。市として点字プリンターを用意してもらえればと思います。学校や親が教育委員会に相談しているのではないかと思っていますが、学校教育の点から、考えてもらえたらと思います。

会 長： 障がい児が支援学校で勉強するのがいいのか、普通の学校に健常の子と触れ合いながら勉強するのがいいのかが課題になっています。統合教育の点から見て意見はありますか。

委員 D： 私は、就業・生活支援センターとして、高等部を卒業して働きだしてからの支援を行っています。企業で勤めていると、コミュニケーションがとれないなどでセンターの職員が駆けつけて支援をしています。なぜこのようなことが起きるかという、企業に勤めている健常者が障がい者に対する関わり方に慣れていない状況があります。分けられて育ち、いつの間にか周りの障がい者に関わることが減っています。障がい者雇用という点から、障がい者を雇用し始めるも、長らく接してこなかったため、どう接したらいいかわからない現実があるからです。一般論になりますが、共に育ち学んで過ごすことで、働き出してから支援の必要が少なくなっていくのではないかと思います。

委員 E： 民生・児童委員は出生4か月後に訪問しますが、親に直感で対応してほしいと伝えています。また、子育て支援の窓口は一つにしてみたいと思っています。一般的な相談なのか、障がいの疑いの相談なのかで、地域の支援センターなどに早く連絡して対応していただきたいと思います。

会 長： 子育ての相談窓口を一つに絞ってほしいとありました。相談内容が一般的な相談であるのか、障がいなど別の視点から見えないといけなような相談であるのか等、はっきりさせていけるような相談窓口にしてほしいということですがいかがですか。

報告者 A： 資料3（図1）で保健センターに☆印が抜けています。保健所の保健師は、身

体・重症心身障害の児童に関わっていますが、保健センターの保健師も、生後何か月の療育、検診の際に経過を見ていかなければいけないなどで関わっているため、最初から委員の一員に入ってもらいたいと考えています。

家族が障がいの有無について認める時点についてはさまざまであり、就職時に手帳の取得を考える家族も多くいます。手帳を持っていなくても、そういった視点を持ち、専門的な窓口で関わっていけるようなシステムがあればと思っています。

委員 F： 事業所には成人の方が来られており、吹田市の療育を受けてから来られている方が多くおられます。ところが、連携できている実感がありません。あるケースについては、今まで何をしてきたのかという思いもあり、必要な支援については早いうちからやっていく必要性を感じています。支援学校から実習に来られますが、なかなか引き継ぎができていないと聞きます。その子の必要な支援が途切れないようにしていくことが大事であると考えます。

委員 D： 何か起きてからの対応はできているが、事前に取り組みができておらず、後手に回っているとありましたが、何も起こっていない状態で個人情報の保護と提供の手法がナーバスな問題になるのではないかと思います。学校や民生・児童委員だから伝えたが、何もないのに、こういったネットワークの場に出すことは危険であるため、そういった視点も考慮したうえで仕組みづくりをしていただけたらと思います。

委員 G： 障がいは早く見つけて早く対処することで健常児と一緒にやっていけると 생각합니다。幼稚園は1歳半検診や3歳検診で保健師から言われて相談に行くことが多いです。幼稚園は、最初に入る集団になるので、「〇歳やからしょうがない」という見方で見ていると、他の子が成長するにつれて遅れに気がきます。しかし、親にとっては障がいを認めることは怖いことになるため、そういった時は通級指導教室、保健センター、発達支援センターにつないでいます。支援学校がいいのか、通常学級がいいのかはその子によって違います。保護者の願いの中で最も多いのは、地域の中で子どもが大きくなっていくための友達の存在です。それは支援学校でその子なりの経験を身に付けていってほしいという思いはありますが、保護者の願いも組み入れながら支援学級につないでいくことが多いです。幼稚園では保護者と一緒に願いや課題を挙げて教育支援計画を立てて、小学校に引き継ぐようにしています。支援学級につなげない子は、なるべく連携を取っていきたいと思っています。

会 長： G委員の意見は、資料3の2の課題に入ります。

報告者 A： 学齢期と示していて、広すぎて課題整理ができていませんでしたが、幼稚園を含め、0～18歳までを療育という視点で見たときに上手につなげていきたいと思っています。

委員 G： 保健所として連携させていただきたいと思っていますが、資料3（図1）の「医療・保健」の枠で、どのような議論をされてこのような構成委員になったのか

教えていただきたいと思います。

報告者 A： 運営委員会の中では、保健所としては、課題に応じて精神担当、母子担当など各担当が出られますが、保健センターが関わる子と、保健所が関わる子が分かれていることでいうと、両担当が参加したほうが実態がわかるのではないかという意見を保健所の担当からいただいたこともあり、わかる方にプロジェクトチームに参加していただけたらと思っています。

会 長： 検討事項 1～5 までありますが、足りない、または追加したい項目はありますか。

関係機関のネットワークを作るとというのが主な検討事項になっているかと思いますが、一つ一つの関係機関の中で別の検討の機会を設けるネットワーク作りなのか、それとも、全体をいうのか、どちらですか。

報告者 A： これまでの提案は、相談支援の視点からの提案になっていましたが、それぞれの機関が課題を整理していただきながら、場合によってはそれぞれワーキングチームをつくって整理を行い、また全体的な検討も行うことを繰り返しながら、チームが取り組む方向性を考えていきたいと思っています。

会 長： 委員に選ばれた方は、そういうつもりで参加していただき、細かな部分まで議論してくれることを期待したいと思っています。

委員 F： 今の吹田市の療育支援システムができたのはいつ頃ですか。

委員 A： 平成 19 年に発達支援センター（旧杉の子学園）の開設に向けての療育センターの基本構想があり、その時に療育システムの画が描かれていたと思いますが、それがいつ頃に描かれたものなのかは把握しておりません。

委員 F：それほど新しいものではないと思っています。何かあった時の取り組み方についてはその時に新しくなったものですが、この際、療育のシステムの仕組み自体も考えた方がいいと思いますが、どうでしょうか。

会 長： 検討委員会にはかなり期待がありそうです。

家族は自分の子に障がいがあるとは他人には言わないと思いますが、家族に言わせるテクニックはありますか。

委員 G： 保護者との信頼関係を築くことが 1 番だと思っています。入園後 4，5 月頃に落ち着いてくるまでわからないです。入園前も面談しますが、見極めが難しいです。2 学期以降、信頼関係が築けてから親に家の状況などを聞き取りして、親が言うまで待つこともあります。ただ、支援学級に決定するのが 11 月なので、3 か月間くらいで詰めていきます。

会 長： 行政側はそういったことは理解できていますか。

委員 G： 保育幼稚園室からも来てもらっています。何度も現場を見に来てくれているため、現場は前向きに取り組むことができます。

会 長： 関係機関を退職したベテランの方に入ってもらうことで、早期発見につながるかと思いますが、検討課題の中に入りますか。

報告者 A： 障がいの見立てや接し方など、ベテランの方の力を借りながら早く見つけると

いうことが大事であると思います。提案した中に、保育所等訪問支援事業というものが福祉サービスの中にあリまして、放課後等デイサービスの専門家が保育所や幼稚園に赴くというものもありますが、どのように赴くのかなど機会が作れていないことがありますので、保育所等訪問支援などを上手に利用できればと思います。

委員 C： 学校教育を受けるに当たり、支援を必要としている人数に関係なく、同じように市がしてくれたらと思います。

委員 E： 信頼という言葉だけ聞くと、地域の親に返されているような気がします。我々も地域の中で信頼関係を築いて応援していきたいと思っています。

委員 I： 障がいの受容が一番のポイントになると思っています。子育て懇談を毎月行っていますが、1番気を付けていることは、まず聞くこと、一緒になって悲しむことです。子どもだけの問題だけでなく、家庭環境をひっくるめて受け止め、アドバイスをしています。

会 長： このような課題について、事務局まとめをお願いします。

事務局： 吹田市として4部局にまたがります。これらが連携してより良い支援をしているかなければいけないと思っています。平成19年に療育機関の基本構想は立ち上がりましたが、その基本構想の内容は平成16年に作成されています。平成24年から相談支援事業が開始されて、様々な療育施策が開始されています。療育支援を含め改めて見直さなければいけないかと思っています。

会 長： 次に、居住支援部会をお願いします。

報告者 B： 報告をさせていただきます。

(報告者 B より資料 4 に沿って報告。)

会 長： 火災という観点から見て、非常口や人員配置といった課題がある中で、スプリンクラーが強調されているのは何故ですか。

報告者 B： 高齢施設での火災において、スプリンクラーの設置は義務ではなかったが、火災により犠牲者が出たということが根幹にあります。スプリンクラーを設置することにより尊い命が失われずに済むといったことで理解しています。スプリンクラーをつけられないことで、グループホームの存続ができなくなるということが吹田市の中でいくつかあるということが課題であると思います。

委員 I： スプリンクラーがつけられなかったがためにグループホームが閉鎖になり、家に返されたらどうしようと思っています。高齢者だけの世帯に返されたときに、どちらにいたことが安全なのかと思ってしまいます。また、スプリンクラーをつけているグループホームで、誤作動を起こしてしまったらどうなるだろうかと心配しています。

会 長： グループホームの中に認知症対応もありますし、障がい者対応もあり、意味合いが微妙に違います。

住居の枠から施設の枠にはめ込んだ経緯はご存知ですか。

報告者 B： 新規でグループホームを開設する場合は、用途変更が前提になっており、開設

が厳しくなっています。

委員 J： 人の命を守るとというのが消防法の基本にあります。吹田を含め、北摂において特例は認めていないのが現状です。

会 長： 来年の 4 月になってもついていない場合に、猶予期間は設けられていますか。

委員 J： 国は検討していると思いますが、まだ把握していません。

会 長： 把握できたら、早期対応をお願いします。

当事者部会から報告をお願いします。

(報告者 C より資料 5 に沿って報告。)

会 長： 3 障がい、難病の参加を前提に部会を作られている認識でよろしいですか。

報告者 C： その方向を目指しています。

会 長： 委員構成において分け隔てなくすることは可能ですか。

報告者 C： 可能だと思っていますが、未だそういった人と巡り合えていない状況です。ただ、そういった人はいると思っています。

会 長： イベント等で発言する際、当事者が代弁するのか、それとも家族や介助者が代弁するのか、どちらを期待していますか。

報告者 C： 当事者です。

会 長： 難航されておられますが、ご意見がありましたらお願いします。

平成 27 年の末頃に堺市に赴き交流されたという記事を見ましたが、参加されてみて大きな成果はありましたか。

報告者 C： 3 障がいの方がバランスよく参加されており、地域での差別について検討されていました。我々も、そういった方向を目指していきたいと思っています。

会 長： きっかけとして、イベントがいい方法なのか、それとも会議のような方法をとっていった方がいいのか、どちらですか。

報告者 C： イベントの方が参加者が多く、盛り上がりやすいと思っています。会議になると自分の思いをなかなか言えない方がおられます。吹田でもいろいろなイベントを開き、様々な声を拾って会議に集約させていきたいと思っています。

会 長： イベントの場について、吹田市、府内など構想はありますか。

報告者 C： 当面は吹田市内においての活動が主になると思っています。当事者部会としては、他市で行われている学習会などには参加していきたいと思っています。

報告者 A： 知的障がいの方が一人で参加するのは難しいと思います。ヘルパーがそこまで連れて行っても、自身の思いを会議という場で言うことが難しいときに、ヘルパーを利用することはできないのか。また、収入が少ない中で、自身で交通費を出してまで参加することは難しいではないか。部会として参加するのであれば、障がいのある方が参加しやすい整備をしていけたらと思いますし、ヘルパーや協力できる人を見つけていくことを含めて、当事者だけで判断できない面もありますので、運営委員会で協議していければと思います。

会 長： 通学支援部会の報告をお願いします。

(報告者 D より資料 6 に沿って報告。)

会 長： ご意見はありますか。

委員 E： ヘルパーの養成講座は本当に必要だと思います。いきなり行っても支援が難しく、また、利用を希望する人が多くいる中で、ヘルパーの養成は必要だと思います。

委員 K： 臨時で制度を利用して通学されている児童もありますが、親が送迎できないときに、今後広く制度の利用ができるようになることを望んでいます。

会 長： 通学支援ということになります。移動支援事業の中の一つの課題として考えながら、全体として吹田市に要望していくということでしょうか。

また、資料6のオにおいてレスパイトとありますが、我々は、レスパイトという意味をどのような場合においても認めるようにしていこうという方向で考えていますが、障がいの分野においても幅広い方向で考えていてもらいたいと思っています。

では、次に事務局よろしくお願いします。

(事務局より資料7、8に沿って報告。)

会 長： C 報告者からご意見はありますか。

報告者 C： 4件ということで、件数が少ない印象です。事例については日常茶飯事に経験することなので、このような事例で4件というのは非常に少ないという印象でした。わざわざ連絡するのはと思っている当事者の方が多いのか、または、差別解消法のことを知らないのかなど原因は複数あるかとは思いますが、そのあたりの分析をお願いしたいと思います。

会 長： 分析については、今後とも続けていかれるのでしょうか。

事務局： 今考えているのは、差別解消法の周知及び相談窓口の周知がまだまだ不十分であると考えています。内容についても、分析をしていきたいと思っています。

会 長： 当事者にしっかり説明したかということが問われています。C 報告者に質問ですが、相手側が当事者に十分説明すれば納得できるのか、制度などを説明しても納得できないことは多いのでしょうか。

報告者 C： 状況によって異なります。少し配慮してくれれば何とかなのではないかという思いはあります。一定の説明を受けて、説明を受けたうえで安全性などのことを考えると諦めざるを得ないことはあると思います。ただ、説明の仕方が不十分であったり、上から目線で言われるようなことがあれば説明以前の問題であると思っています。

会 長： C 報告者のご意見を参考にさせていただけたらと思います。

委員 D： 就労移行支援事業所合同パンフレット「わーくさぼーと吹田」が出来上がりました。吹田市内の就労移行支援事業所7か所と就業・生活支援センターの案内が載っています。問題がなければ行政機関に置いてもらい、希望者に手渡してもらえたらと思います。

(報告者 E よりハートふれあい祭りの資料案内。)

(報告者 F より地域自立支援協議会全体研修会の案内。)

委員 L： 各課題におかれましては非常によく検討されておられ感服しています。相談支援部会の課題について、主体となって見守りをする方の存在が非常に重要になるのではないかと感じました。居住支援部会の課題について、国との協議になりますので、吹田市として国に情報発信できるような形で要望していきたいと思いました。当事者部会について、主体となって一緒になってやっていこうという人はいるという言葉が印象的でした。

それぞれの事案について検討していただき、これからの活動、改革、要望につなげていければと思います。

本日はありがとうございました。